

江戸川

# 法人会だより

# 迎春

1964



## 〳年頭祝辞〳

## 円満な税務行政を遂行



江戸川税務署長

野地

実

あけましておめでとうございます。

法人の皆様におかれましては、新年を迎えられるにあたって、新たな計画と抱負に満ちあふれておられますことと思ひます。

私は当署着任以来「近づきやすい税務署」をモットーとして、出来る限り大勢の皆様とお話をする機会を作り、納税者の身になつて仕事を進めていることを力説して参りました。特に申告納税制度の建前より、税務行政に協力を得る意味において、法人会員の増加運動を実施しております。円満な税務行政を遂行するには、納税者の方々の御協力が必要でございます。このためには強力な法人会の御援助を戴きたいと思ひます。つきましては現在の法人数に比較して、会員が少くとも倍増する必要を痛感いたしております。どうか法人会未加入の方々はこの際ぜひ新会員となられますよう切望いたします。

新年度の法人会の行事として別表のとおり、説明会を計画しておりますので、万障お繰合せの上御出席を戴きますようお願いいたします。

皆様のお事業がますます御発展されることを祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。

## 一月の行事予定

### ◎経済講演と賀詞交歓会

八日午後二時 法人会館

演題 本年度の経済展望

講師 商博 齊藤栄三郎先生

### ◎資産税関係の説明会

二十八日午後一時 法人会館

内容 贈与、譲渡、相続税関係

について

講師 資産税係長

### ◎支部の税務研究会

所得税の確定申告の注意点と具体的事例による法人・源泉税関係の研究会

### ◎第三支部(平井一、二丁目地区)

十三日(月) 午後二時

### ◎第六支部(西小松川一、東小松川一、二丁目)

十四日(火) 午後三時

### ◎第十四支部

十六日(木) 午後三時(未定)

### ◎第七支部

十七日(金) 午後三時

### ◎第九支部

十八日(土) 午後一時

### ◎第八支部

二十日(月) 午後三時

### ◎第十支部

二十一日(火) 午後三時

### ◎第一、第二支部

二十二日(水) 午後三時

### ◎第十八支部

二十三日(木) 午後三時

### ◎第一、第二支部

守製鉄株式会社

### ◎第十八支部

(未定)

### ◎第一、第二支部

(未定)

### ◎第十八支部

(未定)

### ◎第一、第二支部

(未定)

### ◎第十八支部

(未定)

(次頁下段へ続く)

〈年頭のことば〉

# 全法人の御加入を期待

江戸川法人会長 鮎川利武  
(中洋工業株式会社)

昭和三十九年の新春を迎え、謹んで

御慶び申し上げます。



会員の皆様には御事業の御繁栄を重ねられ堅実に御発展なされておられることは、江戸川区発展の源をなすものとして誠に御同慶に堪えませぬ。

我が江戸川法人会も十五歳の春を迎え昔流に言へば元服の年、茲に千五百社に及ぶ会員を有し、副会長を初め各位の並々ならぬ御協力により立派にここまで成長して参りました。

今后共江戸川税務署、都税務事務所を初め関係官庁の御理解ある御指導と御支援を仰ぎ益々親しみを深め、もつて税務行政に協力し、尚一層、納税成績の向上をはかりたい所存で御座いますので、この際全法人こそつて御加入下さいますようお願いいたします。

会員御一同の御事業の御繁栄と御健康を祈念し、わが江戸川法人会が本年もより一層の拡充発展を期待いたしまして、年頭の御挨拶といたします。

毎月五日、十五日、二十五日

## 税の相談日

この日に限らず相談に応じますが「相談日」には幹部職員がお待ちしています。

匿名の相談も歓迎します。お気軽にどうぞ！

江戸川税務署

# 婦人税金教室開設

夫は商売と仕事一筋に

記帳と税金は婦人の手で

十一月一日から十日まで行われた「納税者の声を聞く旬間」中に直接各納税者の声を聞いて廻つた野地署長は、青色申告の増加が思わしくない点について、個人企業は勿論、従業員の少ない法人にあつても、

(一) 店主が仕事に追われて記帳まで手が廻らないこと。

(二) 青色申告を考へるための記帳がむづかしいと考へていること。

(三) 青色申告をしても、記帳の不備等によつて取り消しされるのではないか、

等と考へていることの問題点を究明し、管内納税者の特殊性を十分に検討した結果、個人、法人を問わず、

「男は力と度胸で商売を、婦人はペンとソロバンで税金を」のキャッチフレーズで、婦人層に記帳指導と税金の解説をすることが望ましいと考へ、テストケースとして、署長、自からの企画で、「婦人税金教室」を開設された。

教室は署の会議室をあて、十一月八日から毎週月、水、金の午後一時十五分から三時まで、野地署

長が講師となつて、「簡易簿記講習会テキスト」による記帳指導を四十分間。所得税法の解説を「青色申告書の必携」を教材で四十分間行い、そのほか宗教家の野地署長原案の印刷物による「婦人の使命」とか、「良人のよき伴侶たれ」等と肩のこらない教養講話をもち込み、講座と休憩時間とを区切つて、学校式に実施、早くも予想外の好評を博し、熱心な受講者は、女も帳面をつけたり申告をしたりで、主人を助けなければと気がいが盛り上つてきている。

これに気をよくした税務署では今度引続き開講し、棚卸し決算から、税務調査の受け方まで講義する予定とされている。

このような記帳とか、税金に対して、婦人層が強い関心を示してきたことは大いに注目に価するものがある。

また、受講終了者には青色申告会の婦人部会の記帳指導員として活動してもらおうとする期待と、又一方「男は商売、婦人は税金」「男は仕事、女は記帳」と納税者に呼びかけ、税に対する婦人層の認識をたかめて行くよう努力していきたいと力説している。

○第十七支部 二十四日(金) 午後三時 三井銀行

○第二十支部 二十五日(土) 午後一時

○第四支部 二十七日(月) 午後三時

○第五支部 二十八日(火) 午後三時

○第十二支部 二十九日(水) 午後三時

## ▽一月の税務心得

◎給与所得者の扶養控除等申告書の提出について

(一) 提出期限：毎年最初に給与の支払を受ける日の前日まで

◎源泉徴収票の交付について

(一) 交付をする者……給料等の支払者

(二) 交付期限……一月三十一日まで

◎支払調書の提出

(一) 提出期限……一月三十一日まで

(二) 主なる支払調書  
利子所得、配当所得、報酬料金等、不動産所得等の支払調書

◎固定資産税の償却資産に関する申告

申告期限……一月三十一日まで

◎都民税の納期(第四期分)一月中人

◎法人の確定申告(十一月決算法)

申告期限……一月三十一日まで

昭和三十九年一月一日発行

発行所 江戸川法人会  
菅原邦芳  
事務局 江戸川区小松川四ノ九八  
江戸川税務署前  
電話(六八二)三四七四